

令和5年4月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年4月25日(火) 13:30~15:20

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(16名)

農業委員

農地利用最適化推進委員

1番	柳本 進	20番	向山 清彦
2番	菊島 博文	21番	石川 豊(欠席)
3番	横内 知恵美(欠席)	22番	横森 隆次
4番	保坂 耕(欠席)	23番	横森 孝徳
5番	小澤 和茂	24番	小泉 泰夫
6番	保阪 幸彦	25番	田中 武久
7番	上野 公	26番	石合 榮之
8番	古屋 一光(欠席)	27番	山本 弘行
9番	河西 孝雄	28番	加賀爪 悦夫
10番	佐藤 安茂	29番	駒井 正一(欠席)
11番	小澤 辰雄	30番	笹本 勝造
12番	小田切 悦男	31番	切刀 茂樹
13番	久保田 豊一	32番	土橋 明(欠席)
14番	矢崎 良夫	33番	堀川 喜美雄
15番	野田 源一郎		
16番	小澤 洋行		
17番	堀川 茂憲		
18番	浅川 節子		
19番	新奥 長生		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3	議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	13件
	議案第2号	農地法第3条買受適格者証明の承認について	2件
	議案第3号	農地法第4条の規定による申請の承認について	1件
	議案第4号	農地法第5条の規定による申請の承認について	8件
	議案第5号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地利用集積計画の承認について	1件
	議案第6号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	4件
	報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	2件
	報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	2件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：結城 正剛

書記：早川 洋・志村 奈美

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和5年4月 韮崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

それでは、韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中16名で、定足数に達しております。

次に、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、14番 矢崎 良夫 委員、15番 野田 源一郎 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員 早川氏 と 志村氏 を指名いたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	13件	18,172.21 m ²
議案第2号	農地法第3条買受適格者証明の承認について	2件	422 m ²
議案第3号	農地法第4条の規定による申請の承認について	1件	221 m ²
議案第4号	農地法第5条の規定による申請の承認について	8件	4,812.43 m ²
議案第5号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地利用集積計画の承認について	1件	1,912 m ²
議案第6号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の承認について	4件	13,219 m ²
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	2件	13,467 m ²
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	2件	3,305 m ²
合計		33件	58,278 m ²

となります。

次に、会務報告ですが、4月7日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長及び事務局小屋が出席いたしました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが13件であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）宅地続きによる所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人・譲受人それぞれの希望による所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）宅地続きによる所有権移転の申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人・譲受人それぞれの希望による所有権移転の申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）宅地続きによる所有権移転の申請であります。

申請番号9番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号10番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号11番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号12番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きによる所有権移転の申請であります。

申請番号13番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）地上権の設定による所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

<議長>

これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から13番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条買受適格者証明の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の5ページをご覧ください。買受適格者証明については、2件となっております。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は穴山町宿尻、農用地使用のための競売申請であります。

<議長>

これより、質疑に入ります。

<委員>

申請のあった2件は住所も違いますが、関係がありますか。

<事務局>

申請人については、関係はないと思います。

<議長>

その他に質疑がありますか？

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、「農地法第3条買受適格者証明について」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事 務 局>

それでは、議案集6ページをご覧ください。今月の農地法4条の許可申請は、1件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穴山町伊藤久保、山林のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：石合委員

（委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委 員>

伊藤久保の「久保」の字はこれが正解ですか？普段我々が使っているのは「窪」の方なのですが。

<事務局>

システムではこの字が使われています。また調べておきます。

<議 長>

その他に質疑がありますか？

(意見・質問なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に議案第4号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の7ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、8件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保南原、従業員駐車場のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保夏狩、一般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保南原、従業員駐車場のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町駒井砂宮神、建売分譲住宅3区画のための申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町坂井村ノ前、建売分譲住宅3棟のための申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條南割起シ、参拝者駐車場のための申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穴山町稲倉、営農型太陽光発電施設支柱設置のための申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穴山町伊藤久保、飲食店・個人住宅用地、駐車場、公衆用道路付替のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番 : 横森（隆）委員

申請番号2番 : 横森（孝）委員

申請番号3番 : 横森（隆）委員

申請番号4番 : 小泉委員

申請番号5番 : 上野委員

申請番号6番 : 功刀委員

申請番号7番・8番 : 石合委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（意見・質問なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、1番から8番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第4号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第5号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の10ページをご覧ください。今月の農地利用集積計画の承認については1件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：3年、新規設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第5号について原案のとおり承認いたします。

次に、議案第6号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題といたしますが、本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族、その配偶者に関する事項についてその議事に参与することができない。」とされており

申請の中に、委員に関する案件がありますので、議案第6号が終了するまで、退席をお願いいたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の11ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については4件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう・栗・梨、期間：3年7ヶ月です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：ぶどう、期間：8年8ヶ月です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、期間：10年7ヶ月です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、期間：10年7ヶ月です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員>

申請番号1番の案件について、永年作物なのに設定期間が短いのはなぜですか。

<事務局>

継続計画の予定をしておりますが、借受整備の関係で一度区切りを設けております。

<議長>

その他に質疑がありますか？

(質問、意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第6号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第6号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号・2号についてご説明いたします。「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」が2件、「農地法第18条第6項の規定による通知について」が3件です。議案集の14ページをご覧ください。

それでは、報告案件第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保北原他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町中條金山、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告案件第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は穂坂町三之蔵牛ケ馬場、合意解約の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は穴山町次第窪、合意解約の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は穴山町稻倉他、合意解約の申請であります。

<議 長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（その他の件について、事務局より説明）

質疑等ございますか？

<委 員>

（2）の案件で、農地を農業用施設にする場合の届出書は、こういった場合に該当する場合は必ず提出が必要でしょうか。また、すでにあったものを取り壊して新しくする場合も提出が必要でしょうか。

<事務局>

農地へ建物を建てる場合は農地転用をしなければなりません。面積で200㎡以内の農業用の建物（細かくは種類も決まっておりますが）を建てる場合、届出だけでよいという例外規定がありません。原則的には事前に書類提出が必要となりますので、案件がある場合は事務局へご相談ください。

なお、建て直すという場合も届出が必要となります。

<委 員>

（2）の案件の方は、すでにあったものを取り壊して新しく建てるということですか。

<事務局>

今回の案件は、増築するということで相談がありました。前回は届出がなかったので、増築する面積も含めて届出をしてくださいという話をしました。

<委 員>

夏の利用状況調査の際、牛舎とか農地になっていても建物が立っているという場合があります。牛舎は調査対象として含めるものですか。

<事務局>

利用状況調査では、すべての農地が調査対象となります。ただし、農地転用の許可を取っていても、地目変更の手続きをしていない場合は、調査対象のリストに上がってしまいます。そのため、質問のようなケースが違法転用なのか地目変更手続きが未了の土地なのかわかりませんが、調査対象として含まれることとなります。

<委 員>

それがタブレット端末上でも色分けかなにかできませんか。

<事務局>

事務局では、農地転用許可後の手続きとして地目変更までしてくださいという案内しかできず、それ以上のことはできません。そのため、明らかに宅地になっていても地目上は農地であればタブレット端末に反映することはできません。その場合は、違反転用という報告をしていただき、本当に違反転用なのかどうかは事務局の方で判断をするという運用でご理解をいただきたいです。

<委 員>

関連して、蕪崎市はこの書類によって固定資産税が変わったりしますか。

<事務局>

固定資産税は航空写真を見て建物があれば現況で課税を行います。

<委 員>

北杜市では、農地に建物があれば宅地とまではいかなくても農地よりは固定資産税があがります。

<事務局>

転用した案件については、家を建てるという理由で転用申請を行うと、家が建つ前から許可が出た時点で税金が変わります。「介在農地」という地目に変えて税率が変わり、建物が建った時点で宅地としてまた税率が変わるという二段階方式になります。このように、転用許可が出たものについては、情報共有をしております。

<委 員>

農地でも屋根のないところに牛糞を置くことは許可が出るのでしょうか。臭いの問題があるのですが、野積は法的にどうなのでしょう。

<事務局>

おそらく農地法ではなく畜産関係の法律になるかと思います。後日調べておきます。

その他は質疑等ございますか？

(質疑なし)

<事務局長>

加賀爪委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<副委員長>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和5年4月農業委員会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：早川 洋

○書記：志村 奈美